

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

- 1 当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨の届出を行っています。
- 2 初診料及び外来診療料
コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料288点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は、外来診療料74点を算定いたします。
- 3 コンタクトレンズ検査料1
コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。
○厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
- 4 当院には、コンタクトレンズの在庫がなく、検査後にコンタクトレンズを取り寄せるため、お渡しするまでには、数日を要することになります。
- 5 コンタクトレンズの診療を行う医師
 - ・金村 眼科診療経験：17年
 - ・許勢 眼科診療経験：11年
 - ・中辻 眼科診療経験：14年
 - ・板野 眼科診療経験：23年※上記について、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。